

○広島国際会議場条例

平成元年 3 月 20 日

条例第 12 号

改正 平成 7 年 3 月 20 日 条例第 13 号

平成 9 年 3 月 27 日 条例第 10 号

平成 16 年 3 月 30 日 条例第 11 号

平成 17 年 7 月 8 日 条例第 99 号

平成 26 年 2 月 28 日 条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 本市における国際交流の推進及び市民の文化の向上を図るため、広島国際会議場
(以下「会議場」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 会議場は、広島市中区中島町 1 番 5 号に置く。

(使用の許可)

第 3 条 会議場の施設及びその附属設備(市長の定める施設及びその附属設備を除く。)を
使用しようとする者(市長の定める施設にあつては、専用して使用しようとする者に限
る。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しよ
うとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、会議場の管理運営上必要があると認めるとき
は、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、第 1 条の目的以外の目的に使用する場合であつても、使用の用途が適当である
と認めるときは、第 1 項の許可をすることができる。

(使用の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、会議場の施設及びその附属設備の使用の許
可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会議場の施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (4) 故意に使用目的を偽っていると認められるとき。
- (5) その他管理運営上支障があるとき。

2 会議場の施設及びその附属設備は、引き続き 7 日を超えてはその使用を許可しない。た

だし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入場の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

(目的外使用等の禁止)

第6条 第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、会議場の施設及びその附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(平17条例99・旧第9条繰上・一部改正)

(特別設備の設置の許可)

第7条 会議場の施設を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可をする場合においては、第3条第2項の規定を準用する。

(平17条例99・旧第10条繰上)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第4条第1項各号に規定する事態が発生したとき。

(平17条例99・旧第11条繰上)

(原状回復義務)

第9条 使用者は、会議場の施設及びその附属設備の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

(平17条例99・旧第12条繰上)

(損害賠償義務)

第10条 会議場の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平17条例99・旧第13条繰上)

(市の損害賠償責任)

第11条 本市は、第8条の規定による処分により使用者が損害を受けることがあつても、その賠償の責めを負わない。

(平17条例99・旧第14条繰上・一部改正)

(指定管理者による管理)

第12条 会議場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により会議場の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条、第4条、第7条及び第8条の規定の適用については、第3条第1項中「市長の許可」とあるのは「第12条第1項の指定管理者の許可」と、同条第2項及び第3項、第4条第2項、第7条第1項並びに第8条中「市長」とあるのは「第12条第1項の指定管理者」とする。

(平17条例99・追加)

(指定管理者の指定の手續)

第13条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行つてはならない。

- (1) 使用者の平等な会議場の使用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、会議場の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿つた会議場の管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平17条例99・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、会議場の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

(平17条例99・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議場の使用の許可に関すること。
- (2) 会議場への入場の制限に関すること。
- (3) 会議場の特別設備の設置の許可に関すること。
- (4) 会議場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

(平17条例99・全改)

(利用料金等)

第16条 使用者は、指定管理者に会議場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、使用の許可の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 5 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる。
- 6 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が会議場の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を徴収する。
- 7 第1項、第2項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第1項中「指定管理者に会議場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「市長に会議場の使用料」と、第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5項中「指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「金額」とあるのは「使用料の額」と、「超過金額」とあるのは「超過使用料の額」と読み替えるものとする。

(平17条例99・追加)

(委任規定)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例99・旧第16条繰下)

附 則

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日条例第13号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可のあった広島国際会議場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月27日条例第10号 抄)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可のあった区民文化センター、広島国際会議場、広島平和記念資料館、広島ユース・ホステル、広島市西新天地公共広場、広島市森林公園、広島市と畜場、広島市国際青年会館、広島市少年自然の家、広島市婦人教育会館、広島市現代美術館、広島市文化創造センター、広島市総合屋内プール、広島市スポーツセンター、広島市運動場及び広島市民球場の使用に係る使用料

附 則 (平成16年3月30日条例第11号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可のあった広島国際会議場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年7月8日条例第99号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前に納付された使用料の返還については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に、同日以後の使用に係る使用料を納付し、又は当該使用料の減免を受けた者は、当該使用に関し、改正後の第16条の規定による利用料金を支払うことを要しない。

附 則 (平成26年2月28日条例第1号 抄)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

（平7条例13・平9条例10・平16条例11・平17条例99・平26条例1・一部改正）

(1) 施設

ア 大ホール及びリハーサル室

区分	金額							超過金額 (30分までごとに)		
	午前 (午前9時 から正午ま で)	午後 (午後1時 から午後4時 まで)	夜間 (午後5時 から午後9時 まで)	午前午後 (午前9時 から午後4時 まで)	午後夜間 (午後1時 から午後9時 まで)	1日 (午前9時 から午後9時 まで)	午前8時 から午前9時 までの時間	正午か ら午後1時 までの時間	その他 の時間	
大ホール	平日	円 93,420	円 146,050	円 208,750	円 191,560	円 283,830	円 313,710	円 9,320	円 14,560	円 20,850
	土曜日、日曜日又は休日	円 97,080	円 175,200	円 219,130	円 217,770	円 315,400	円 343,910	円 9,630	円 17,500	円 21,900
リハーサル室		円 11,530	円 17,710	円 28,300	円 24,730	円 35,530	円 40,980	円 1,150	円 1,670	円 2,820

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

イ 控室

単位	金額
1室につき	2,360円

ウ 国際会議ホール、大会議室、中会議室、小会議室、会議運営事務室及び会議運営事務室ロビー

区分	金額				超過金額 (30分までごとに)		
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	1日 (午前9時から午後9時まで)	午前8時から午前9時までの時間	正午から午後1時までの時間	その他の時間
国際会議ホール	円 102,000	円 136,010	円 135,650	円 336,260	円 10,100	円 13,540	円 13,540
大会議室	102,000	136,010	135,650	336,260	10,100	13,540	13,540
中会議室	50,990	68,120	67,870	168,230	4,980	6,760	6,760
小会議室	37,800	50,410	50,280	124,600	3,680	4,980	4,980
会議運営事務室	78,220	104,260	104,020	257,890	7,710	10,320	10,320
会議運営事務室ロビー	13,890	18,540	18,540	46,600	1,300	1,760	1,760

備考

- 大会議室、中会議室若しくは小会議室を区分してその2分の1を使用する場合又は会議運営事務室を区分してその6分の1を使用する場合の金額は、この表に定める額のそれぞれ2分の1又は6分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）とする。
- 商品の展示又は陳列のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の2倍の額とする（会議運営事務室ロビーを除く。）。

(2) 附属設備 市長の定める額

○広島国際会議場条例施行規則

平成元年6月2日

規則第98号

改正 平成2年3月30日規則第19号

平成3年3月30日規則第19号

平成9年3月31日規則第39号

平成12年3月31日規則第39号

平成14年3月28日規則第36号

平成17年9月16日規則第172号

平成18年2月24日規則第7号

平成20年11月27日規則第104号

平成25年7月25日規則第84号

平成26年2月28日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島国際会議場条例（平成元年広島市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 広島国際会議場（以下「会議場」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで。ただし、国際交流ラウンジにあっては、4月1日から9月30日までの間は午前9時から午後7時まで、10月1日から翌年3月31日までの間は午前9時から午後6時までとする。

2 条例第12条第1項の規定により会議場の管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

(平3規則19・平12規則39・平14規則36・平17規則172・平18規則7・一部改正)

(使用許可の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、所定の申請書を市

長に提出しなければならない。

- 2 使用許可の申請は、その申請に係る使用日の1年前（大ホールの使用に伴わないリハーサル室又は控室の使用にあつては、1か月前）のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、条例第3条第1項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

（平2規則19・一部改正）

第4条 条例第3条第1項の使用について市長の許可を要しない施設及びその附属設備は、施設にあつては国際交流ラウンジとし、附属設備にあつては別表に掲げる附属設備以外の附属設備とする。

- 2 条例第3条第1項の専用して使用する者に限り市長の許可を要する施設は、会議運営事務室ロビーとする。

（平18規則7・一部改正）

（指定管理者の指定に係る申請書の提出等）

第5条 条例第13条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

- 2 条例第13条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款その他これに準ずるもの
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 決算その他の経営状況に関する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（平17規則172・追加、平20規則104・平25規則84・一部改正）

（附属設備の利用料金等）

第6条 条例別表の(2)の市長の定める額は、別表のとおりとする。

- 2 条例第16条第7項の規定により同条第1項、第2項及び第5項の規定を同条第6項の場合について準用する場合における別表の規定の適用については、同表中「金額」とあるのは「使用料の額」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

（平17規則172・旧第5条繰下・一部改正）

（指定管理者に管理を行わせる場合における読替え）

第7条 条例第12条第1項の規定により会議場の管理を指定管理者に行わせる場合にお

る第3条及び第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17規則172・追加)

附 則

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日規則第19号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日規則第19号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第39号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に許可のあった広島国際会議場の附属設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規則第39号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日規則第36号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (／平成17年9月16日規則第172号／平成18年2月24日規則第7号／)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月27日規則第104号 抄)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月25日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月28日規則第2号 抄)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

（平9規則39・平14規則36・平17規則172・平26規則2・一部改正）

区分	品名		単位	金額	摘要	
舞台設備	平台	縦 1.8メートル	1個につき	730円		
		横 1.8メートル				
		縦 1.5メートル	1個につき	620円		
		横 1.8メートル				
		縦 1.2メートル	1個につき	620円		
		横 1.8メートル				
		縦 0.9メートル	1個につき	510円		
	横 1.8メートル					
	縦 0.6メートル	1個につき	410円			
	横 1.8メートル					
	ひもせん			1枚につき	300円	
	高座用座布団			1枚につき	100円	
	長座布団			1枚につき	100円	
	地がすり			1式につき	4,280円	2枚を1式とする。
	上敷			1枚につき	510円	
	金びょうぶ	大	半双につき	1,770円		
		中	半双につき	1,150円		
		小	半双につき	510円		
	指揮者台			1式につき	1,250円	指揮者用譜面台1脚を含む。
	譜面台			1脚につき	100円	
譜面灯			1台につき	100円		
めくり台			1脚につき	2,080円		
舞台机			1脚につき	200円		
ピアノ用椅子			1脚につき	300円		
コントラバス用椅子			1脚につき	300円		
演奏者用椅子			1脚につき	100円		

	チェロ台		1台につき	620円	
	バレエ用シート		1式につき	5,330円	15枚を1式とする。
	可動式ステージ		1枚につき	1,560円	
	ドライアイスマシン		1台につき	3,760円	ドライアイスを除く。
楽器	フルコンサートピアノ	外国製	1台につき	16,130円	調律料は、使用者の負担とする。
		日本製	1台につき	10,800円	
	セミコンサートピアノ	1台につき	7,530円		
	アップライトピアノ	1台につき	4,280円		
	チェンバロ	1台につき	16,130円		
	パイプオルガン	1台につき	16,130円		
	電子オルガン	1台につき	6,380円		
照明設備	照明Aセット		1式につき	20,430円	
	〔サスペンションライト 40台 シーリングライト 24台 フロントライト 24台 ローアーホリゾンライト 1式 アッパーホリゾンライト 1式〕				
	照明Bセット		1式につき	8,580円	
	〔サスペンションライト 20台 シーリングライト 12台 フロントライト 16台〕				
	ローアーホリゾンライト		1式につき	2,610円	
	アッパーホリゾンライト		1式につき	2,610円	
	シーリングライト		1式につき	2,610円	
フォロースポットライト	2キロワットまで	1台につき	4,280円		

	1キロワット まで	1台につき	510円		
サスペンションラ イト	1キロワット	1台につき	300円		
	750ワット	1台につき	200円		
	500ワット	1台につき	100円		
エリプソイダルスポットライ ト		1台につき	510円		
オーロラマシン		1台につき	830円		
ファイヤーエフェクトマシン		1台につき	830円		
カレイドスコープ		1台につき	1,560円	プロジェクタースポ ット及び先玉レンズ を含む。	
芯なしダブルマシン		1台につき	1,560円		
エフェクトマシン		1台につき	1,560円		
リニヤエフェクトマシン		1台につき	1,560円		
リップルマシン		1台につき	1,560円		
スライドキャリア		1台につき	1,560円		
ストロボスコープ		1台につき	1,560円		
ミラーボール		1台につき	1,560円		
ストリップライト		1台につき	510円		
手元灯		1個につき	100円		
レールライト		1台につき	100円		
音響設 備	拡声装置	1式につき	8,580円		
	ダイナミックマイク	1本につき	1,030円		
	コンデンサーマイク	1本につき	1,560円		
	3点つり用マイク	1本につき	1,770円		
	ワイヤレスマイク	1本につき	3,130円	電池を含む。	
	床上型マイクスタンド	1本につき	300円		
	卓上型マイクスタンド	1本につき	100円		
	3点つり装置	1式につき	1,030円	マイクを除く。	
	1点つり装置	1式につき	1,030円	マイクを除く。	
効果アンプ		1台につき	2,080円		

	ステージスピーカー	大	1式につき	3,130円	
		小	1式につき	2,080円	
	ミキサー		1台につき	4,280円	可搬型のものをい う。
	コンポーネントステレオ		1台につき	620円	
	ワイヤレスアンプ		1台につき	3,130円	
	オープンテープレコーダー		1台につき	4,280円	
	カセットテープレコーダー		1台につき	3,130円	
	デジタルオーディオテープレ コーダー		1台につき	3,130円	
	ミニディスクレコーダー		1台につき	3,130円	
	ラジオカセットレコーダー		1台につき	510円	
	コンパクトディスクプレーヤ ー		1台につき	3,130円	
	レコードプレーヤー		1台につき	2,080円	
同時通 訳設備	同時通訳装置（据 付型）	3チャンネル	1式につき	37,730円	
		以下のもの 3チャンネル を超えるも の	1チャンネルに つき	37,730円に3チ ャンネルを超 える1チャン ネルまでごと に 5,330円を加算 して得た額	
	同時通訳装置（可搬型）		1式につき	26,930円	
	同時通訳ブース（可搬型）		1台につき	26,930円	
	レシーバー		1個につき	410円	電池を含む。
映像設 備	オーバーヘッド	1200ワット	1台につき	10,800円	
	ドプロジェク ター	575ワット	1台につき	2,610円	
		400ワット	1台につき	1,560円	
	35ミリ映写機		1台につき	16,130円	

16ミリ映写機	据付型	1台につき	10,800円	
	可搬型	1台につき	5,860円	
スライド映写機	据付型	1台につき	10,800円	
	可搬型	1台につき	2,610円	
ディゾルブコントローラー		1台につき	2,610円	
ハイビジョンビデオプロジェクター		1台につき	161,470円	
ビデオプロジェクター		1台につき	21,600円	
ビデオデッキ		1台につき	3,130円	
ビデオモニター		1台につき	3,130円	
レーザーポインター		1個につき	1,030円	
オーバーヘッドカメラ		1台につき	2,610円	
スクリーン	大	1枚につき	5,330円	
	中	1枚につき	3,130円	
	小	1枚につき	1,560円	
その他	演台	1式につき	2,080円	花台を含む。
	司会者台	1台につき	1,560円	
	ホワイトボード	1台につき	510円	
	万国旗	1枚につき	200円	
	万国旗用ポール	1本につき	200円	
	ロッカー	1個につき	100円	楽屋に設置されたものを除く。
	テレビ中継設備	1式につき	10,800円	
	ラジオ中継設備	1式につき	5,330円	
	電源装置	1キロワットまでごとに	300円	持込電気器具の定格消費電力につき算定する。

備考

- この表における同時通訳設備及びハイビジョンビデオプロジェクターの利用料金は1日（午前9時から午後9時まで）ごとに、ロッカーの利用料金は1回ごとに、そ

の他の附属設備を使用する場合で、大ホール、リハーサル室又は控室で使用するときの利用料金は午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後4時まで）及び夜間（午後5時から午後9時まで）のそれぞれごとに、国際会議ホール、大会議室、中会議室、小会議室、会議運営事務室又は会議運営事務室ロビーで使用するときの利用料金は午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）及び夜間（午後6時から午後9時まで）のそれぞれごとに徴収する。

2 取付け及び操作は、使用者において行うものとする。